

**福島県県民健康調査データの学術研究目的のための
第三者提供に関するガイドライン（素案）で定める事項**

条項	事項	報告書の関連箇所
第1条	目的	4 学術研究目的のための第三者提供に関するガイドラインの整備について
第2条	用語の定義	4 (2) 提供するデータについて
第3条	対象となる研究	4 (1) 対象とする研究について
第4条	県が行う業務	
第5条	事前相談	
第6条	申請者の要件	4 (5) データの提供先について
第6条2	利用者の要件	4 (8) データ提供時及び研究成果等の公表時における診査基準について ア データ提供時の審査基準
第7条	申請書の受付	
第8条	申請書の添付資料	
第8条2	一部の添付資料の提出が不可能な場合	
第9条	県での形式審査	
第9条2	形式審査適合の際の審査委員会への審査依頼	
第10条	審査委員会での審査	4 (7) 審査委員会（仮称）について ア 所掌事項 (8) データ提供時及び研究成果等の公表時における審査基準について ア データ提供時の審査基準
第10条2	審査委員会の原則非公開	4 (7) 審査委員会（仮称）について エ 審査委員会の運営
第10条3	審査委員会の開催頻度	4 (7) 審査委員会（仮称）について エ 審査委員会の運営
第11条	審査委員会での審査基準	4 (1) 対象とする研究について (7) 審査委員会（仮称）について ウ 審査範囲及び方法 (8) データ提供時及び研究成果等の公表時における審査基準について
第12条	申請書等の記載事項の変更	

条項	事項	報告書の関連箇所
第12条2	記載事項の変更があった場合の審査委員会（仮称）への意見聴取や形式的な変更の取り扱い	4 (7) 審査委員会（仮称）について ウ 審査範囲及び方法
第12条3	申請書の変更についての管理	
第13条	審査結果の通知	
第13条2	審査結果通知状況の管理	
第14条	調査情報の提供	
第14条2	調査情報の提供方法	4 (2) 提供するデータについて
第14条3	調査情報の保護	
第14条4	不適切行為があったときの説明等	
第14条5	調査情報データに障害を確認した場合の措置	
第15条	調査研究成果の公表前の確認等	
第15条2	報告があった場合の審査委員会への意見聴取	4 (7) 審査委員会（仮称）について ウ 審査範囲及び方法 (8) データ提供時及び研究成果等の公表時における審査基準について イ 研究成果等の公表時の審査基準
第16条	利用状況に疑義が発生した場合の報告	
第16条2	報告を求めた場合の監査の実施	
第16条3	利用期間が5年を超える場合の進捗状況の報告	
第16条4	申請内容に変更があった場合の審査委員会への意見聴取	
第16条5	申請内容の変更があった場合の応諾通知	
第16条6	利用者からの情報漏洩、滅失もしくは毀損が判明した場合の対応	
第16条7	前項におけるやむを得ない場合の措置	
第17条	調査情報利用終了後の処置の確認について	
第17条2	利用後の処置に疑義が生じた場合の確認	
第17条3	前項について問題があった場合	

条項	事項	報告書の関連箇所
	の助言や監査等	
第18条	調査情報の利用実績の報告について	
第18条2	報告に基づく実地監査	
第19条	不適切利用への対応について	4 (9) データ提供の枠組み及び不適切行為等への対応等について
第20条	ガイドライン以外への委任規定	
附則	試行期間について	4 (6) 試行期間の設定について

ガイドライン以外に作成が必要な規程

- ・ 審査委員会規程
- ・ 利用規約
- ・ オプトアウトの手続きについて定める規程
- ・ 手数料条例（徴収する場合）